

国の施策及び予算に関する
指定都市市長会・中核市市長会
共同提言

指定都市市長会
中核市市長会

令和2年10月

目次

はじめに	1
------	---

【重点提言】

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

1 感染防止策と医療体制の整備	2
2 雇用の維持と経済活性化	3
3 教育機会の確保	4
4 デジタル化・スマート化の推進	4
5 地方自治体への財政支援の充実	4
6 感染症対策の在り方の検討	5

【提言事項】

1 Society 5.0の実現に向けた取組の推進	6
2 外国人との共生に向けた取組の推進	7
3 児童虐待防止対策の強化	8
4 文化芸術立国の実現	8
5 国と二市長会との定期的な協議の場の設置	9
6 地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正	9
7 地方制度改革の一層の推進	11
8 地方税財政制度の再構築	12
9 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた 財政措置の拡充等	14

はじめに

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、社会や経済のみならず、人々の行動、意識、価値観など多方面に大きな影響を及ぼしている。

国内においても、その影響は計り知れず、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立に向け、国全体が一丸となって取り組んでいるところである。

現在、感染拡大の影響下において、感染リスクを減らすための新しい生活様式の普及が進んでいる。

中でもテレワークやワーケーションなどの新しい働き方は、地方移住の関心を高め、感染拡大による東京一極集中のリスクが認識されたこの機に、東京一極集中からの脱却、地方分散型社会への転換が期待されている。

加えて、第32次地方制度調査会の答申において、行政のデジタル化の必要性が示されている中、感染拡大防止を踏まえた各種行政手続のオンライン化や地方自治体の情報システムの標準化など、Society5.0時代にふさわしい仕組みづくりを早急に進めていく必要も生じている。

このような社会の変化の中においても、日本の総人口の約4割が居住する指定都市・中核市は、地方創生を牽引する先導的役割を果たすことが求められている。

そこで、指定都市・中核市がその役割を存分に発揮し、近隣市町村を含めた地域社会・経済を活性化させ、真の地方創生が実現できるよう、次のことを提言する。

令和2年10月26日

指定都市市長会
中核市市長会

【重点提言】

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

1 感染防止策と医療体制の整備

- (1) 一日も早く新型コロナウイルス治療薬及びワクチンの開発と実用化を図るため、国内外で実施されている臨床試験等に対し、必要な支援策を講ずること。
- (2) 新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関及び新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、患者が減少している多くの医療機関において、病院経営に多大な影響を受けていることから、経営の安定化及び地域医療提供体制の維持のため、必要な財政支援を行うこと。
- (3) 医療現場における人材確保策を講ずるとともに、医療用資器材について、国内での生産・増産体制の整備に取り組み、医療機関等への安定供給体制を構築すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続いていることから、入国制限対象地域からの帰国者に対し、少なくともPCR検査の結果が判明するまでは、国の費用負担により空港等やその周辺施設で待機させるとともに、入国制限対象地域以外に滞在歴のある者についても、万全の水際対策を講ずること。
- (5) 保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについては、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するよう更なる支援を行うこと。
また、新型コロナウイルス検査費用の全額を国庫負担とするなど、更なる財政支援を行うこと。
地方衛生研究所については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や地域保健法における位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新について国庫補助の対象とすること。

2 雇用の維持と経済活性化

(1) 国においてこれまで二度にわたる補正予算が措置されているが、補正予算の迅速な執行に加え、国民生活や国民経済、地域の医療提供体制への影響を引き続き注視し、状況に応じて追加の経済対策を講ずること。

特に、事業継続を下支えし、地域経済や雇用等への影響を最小限に抑えるため、中小企業・小規模事業者等に対する実質無利子・無担保融資の実施期間延長や拡充など継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、固定経費への支援を行うとともに、融資制度について、公益法人等の法人形態も対象とするなど、経済対策をより一層充実・強化すること。

なお、各種支援事業について、国の施策等で自治体に新たな事務が生じた場合は自治体に対し十分な財政措置を講ずること。

(2) 経済の活力を支える雇用面において、経済活動の停滞により多大な影響が生じることが懸念されるため、現在、人材の不足している業種への人材確保や、今後の「新しい生活様式」の定着等の社会変革により新たに生じる人材過不足に対して、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用機会の確保につながる効果的な対策を講ずること。

(3) 感染状況等も踏まえつつ、今後の地域経済活動の回復に向け、観光需要を喚起するための観光産業への助成、地域で活用可能なプレミアム付商品券の発行等の事業について、継続的な支援策を講ずること。

(4) 国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、公共交通事業者への支援策の拡充、強化を図ること。

(5) 国民生活や経済活動等を根幹的に支える道路・港湾等の物流機能を確保するため、物流関係事業者等への支援策を積極的に講ずること。

(6) 文化芸術に対する支援の重要性について、国民の理解を深めるとともに、文化芸術活動の実態や関係者等の意向を的確に把握し、活動の維持・継続に有効な支援策を講ずること。

(7) ウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、感染防止を契機とした社会変革を一気に加速させるとともに、テレワークなど新たな働き方の導入による生産性向上・働き方改革の定着を図るため、事業転換に取り組む中小企業への支援、ITインフラへの投資促進など企業におけるICT環境構築を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。

3 教育機会の確保

- (1) 学校での感染拡大防止に対応するため、衛生用品の配備、授業継続のための教職員体制の確保に向けた教員加配・学習指導員の増員、スクールバス増車等の実施に必要な財政措置を継続的に行うこと。
- (2) 再度の感染拡大に伴う臨時休業等も想定し、全ての児童生徒の教育機会の確保に向けた、自宅学習を行えるICT環境の整備に当たり、「1人1台端末」を早期に実現するため、端末の調達や運用上必要不可欠な経費等にかかる継続的かつ十分な財政措置を行うこと。
また、学習保障の観点から実施する学習動画の配信等について、教育委員会が行う場合にも教科書の著作権に係る取扱いを簡素化するとともに、財政的措置を行うこと。1人1台端末に関わる学習支援アプリ及びセキュリティ対策に係るソフトウェアのライセンス費用や自宅学習のための通信環境整備に係る費用、回線使用料等についても、運用上必要不可欠であることから国庫補助の対象とすること。
- (3) 長期にわたる臨時休業や外出の自粛要請等による心理的負担を緩和するため、教育活動再開後の児童生徒の心のケアを図るとともに、支援を要する児童生徒について児童相談所等の関係機関と緊密に連携し必要な支援を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の拡充に必要な人的・財政的措置を行うこと。

4 デジタル化・スマート化の推進

- (1) 「新しい生活様式」を実践し、感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立するため、各種行政手続のオンライン化に向け、国において、地方自治体の意見も十分に踏まえつつ、積極的な対応策を検討し、早期に実現を図ること。
- (2) テレワークやオンライン診療、オンライン授業などの導入を推進するため、ICT機器の整備及び円滑な運用環境の構築に必要な施策を積極的に講ずること。

5 地方自治体への財政支援の充実

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度の財源不足については、地方自治体が安定した財政運営を行えるよう、特に大きな影響が見込まれる地方消費税交付金や軽油引取税交付金等を減収補填債の対象税目に追加する等、必要かつ十分な財政措置を講ずること。また、猶予特例債の弾力的な運用等の措置を講ずること。

(2) 令和3年度の地方財政計画については、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等の減収を的確に見込んだ上で、臨時的な財政需要を踏まえた歳出特別枠を設けるとともに、必要額については地方交付税に別枠加算を設けること。

(3) 固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、一方、国の経済対策は、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであるため、新型コロナウイルス感染症対策における税制上の措置などについて、今後更なる対象範囲の拡大及び期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。

(4) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、今後の感染状況や経済状況等に応じて、すべての地方自治体が臨機応変に対応できるよう、令和2年度内に予備費等を活用した増額及び速やかな交付など、更なる充実を図ること。なお、交付金の算定に当たっては、大都市部に陽性者が集中している現状を踏まえ、現在は都道府県単位で算定されている感染状況の指標について、市単位の陽性者数に基づき算定するなど大都市における財政需要をより反映するとともに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう、算定方法を見直すこと。

また、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症対策に多額の経費が見込まれることから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を継続して交付すること。

(5) 病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業等について、経営状況の急激な悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

(6) 国民健康保険料（税）については、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた全ての被保険者が対象となるよう、減免制度を拡充するとともに、保険者の負担が重くならないよう、引き続き財政支援を講ずること。

6 感染症対策の在り方の検討

今後の感染拡大や新たな感染症への備えを万全にするため、国と都道府県、市区町村の役割分担や事務権限、経費負担について検証を行い、明確にすること。

【提言事項】

1 Society 5.0の実現に向けた取組の推進

(1) Society 5.0時代を担う次世代の育成にあたっては、子どもたちの誰もがイノベーション創出の素地となるAI等の先端技術を使いこなすリテラシーを身に付けられるよう、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

また、GIGAスクール構想の実現に向けては、1人1台端末や通信環境等の整備及び維持に必要となる費用負担に対し、各地方自治体の実情や負担実績に応じ、国庫補助金額と実負担額の乖離がないよう、必要な財政支援を講ずること。

(2) AI等を活用した行政のスマート化の推進に向けて、地方自治体が社会の変化や技術の革新に的確に対応しながら、政策推進・行財政運営の双方において、ICTやデータの利活用に積極的に取り組めるよう、財政措置の拡充など必要な支援を講ずること。

特に、業務プロセス・情報システムの標準化にあたっては、地方自治体を含む国全体での長期的な支出抑制等を目指すため、国が主体性を発揮し、早急に取り組むこと。

また、標準準拠システムの導入における目標時期については、事業者や地方自治体ごとの人員状況や作業内容等の実情を踏まえ、柔軟に対応できるよう設定すること。

さらに、地方自治体等に対し検討段階から継続的な助言、協力及び財政的な支援を行うこと。

(3) 現在、新たなイノベーションの社会実装に向け、地方自治体と企業が連携し、社会課題解決や事務効率化のためのAI等の新技術の導入や、車の自動運転、MaaS(Mobility as a Service)などの実証実験などが進められているが、これらの成功事例を周知するとともに、次世代型行政サービスの構築に向けた制度改正や地方自治体の取組を支援する制度の充実を図ること。

また、AIやIoTなどにおけるサイバーセキュリティの新たな脅威に対し、安全・安心な次世代型行政サービスが提供できるよう、セキュリティガイドラインの策定など国が積極的な役割を果たしたうえで、適切な調達のための指針を示すとともに、必要となる財政措置を講ずること。

- (4) Society 5.0時代を支える重要なインフラである5Gは、遠隔医療、IoT活用によるアグリテック、高齢者の見守り、自動車の自動運転によるオンデマンド交通といった新しいサービスを実現するものであり、超高齢化が進む市町村の課題解決に繋がることから、大都市圏だけでなく、地方においても5Gのインフラ整備を早急に進めること。

2 外国人との共生に向けた取組の推進

- (1) 平成30年12月に政府が取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について、国と地方自治体等の役割分担を明確にするとともに、地方自治体や事業者等の意見を聴取し、充実、発展させながら確実に実施すること。特に、受入れ後の共生の現場となる地方自治体が必要とする施策を継続的に実施するための恒常的かつ十分な財政措置を講ずること。

- (2) 国内に居住する外国人は、国籍、在留資格及び在留期間などが地域により大きく異なる傾向があることから、国の機関からの専門家派遣や情報提供等については、地方自治体の実情に合わせた、受入体制の構築が図れるような仕組みとすること。

また、共生施策の実施に必要な専門性の高い人材の育成や確保を、国の主導により確実に進めること。

- (3) 外国人を生活者として捉え、日本語習得、子どもの教育、日常生活及び災害発生時の支援、社会保障制度の整備等、共生社会の実現を目指した社会統合政策推進のための制度設計を行うとともに、国をあげて共生に向けた取組を推進できるよう、基本となる法律を整備すること。

また、中長期にわたり滞在する可能性のある外国人については、日本語習得の必要性が増すため、日本語学習支援をより一層推進する仕組みを早急に構築すること。

- (4) 外国人の受入れ環境整備に関する総合調整の機能を担う組織として創設された「出入国在留管理庁」の機能と体制の強化充実を図るとともに、共生社会の実現に向けては、「政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行」が必要であることから、省庁横断的な司令塔機能を持つ組織を内閣府に設置することについても検討すること。

3 児童虐待防止対策の強化

昨今の児童虐待相談件数の急増や児童虐待重大事例の発生を踏まえ、国においても児童虐待防止対策の強化が図られているところであるが、施策の実施にあたっては、地域の特性が異なる各地方自治体の現状や意見を十分に踏まえること。

また、各地方自治体が児童虐待対策を着実に進めることができるよう、必要かつ十分な財政措置及び専門的人材の育成・確保に係る支援の充実を図ること。

特に児童相談所に係る施設整備、人材育成・確保に対する支援等については、さらなる拡充を速やかに行うこと。

4 文化芸術立国の実現

文化芸術は、人と人との絆を結び、多様な価値観が共存する創造性あふれる社会を築く上で必要不可欠である。

については、各地方自治体が進める地域における文化芸術の振興とともに、文化を基軸とした個性あるまちづくりを支援する補助制度を創設すること。

あわせて、文化芸術振興に関する取組を持続可能なものとするため、文化芸術の社会的意義について国民の理解の醸成を図るとともに、官民双方からの持続的な文化芸術への投資を引き出すための仕組みを構築すること。

また、建築や遺跡、美術工芸品等文化財の復元や歴史的事象の紹介などにより、文化財の付加価値を高めるとともに、観光分野との連携を深め、保存と活用の好循環を創出するための支援制度を充実すること。

さらに、文化芸術が持つ多様な価値を尊重し、他者との相互理解を進める社会包摂の機能を活かし、共生社会の実現に向けた取組を拡充するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の方向性を踏まえつつ、国全体として、「文化芸術立国」の実現を目指すこと。

5 国と二市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会には、同様の仕組みが確立されていない。

地方自治体を取り巻く状況がめまぐるしく変化する中、多種多様な課題に迅速かつ的確に対応するとともに、今後起こりうる課題に先手を打つためには、これまで以上に国と地方自治体の積極的な連携・協力が欠かせない。とりわけ、地域経済の活性化に尽力し、子育てや介護などを最前線で支える指定都市・中核市の声を反映させることが最も効果的である。

そこで、国における各種検討会議に、それぞれの地域における社会・経済活動の中心である指定都市・中核市を積極的に参画させることにより、地域の実情の把握に努めるとともに、これら市長会との定期的な協議の場を早急に設けること。

6 地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正

(1) 平成 26 年 12 月に第 1 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、令和元年 12 月には第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、現在、それぞれの地方自治体においては、これまでの取組を検証しながら、地域の実情を踏まえた地方版総合戦略に基づき、様々な創意工夫を凝らして課題の解決に取り組んでいる。

国においては、平成 28 年度に地方創生推進交付金を創設し、平成 29 年度以降も、段階的に交付上限額の引上げを行うなど、意欲的な地方自治体を応援する仕組みが整えられ、活用実績において成果を上げている事例も見られる。

については、地方創生推進交付金を始めとした地方創生関係交付金が、地方創生の実現に向けた継続的な取組を強力に後押しする制度となるよう、対象事業分野の拡充や手続の簡素化を図るなど、地方自治体がより活用しやすい制度とするとともに、継続的な財政支援を行うこと。

(2) 連携中枢都市圏構想については、制度創設から6年が経過する中、連携中枢都市となる指定都市・中核市等が積極的に圏域を形成し、コンパクト化とネットワーク化による圏域の経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図る取組を進めている。

連携中枢都市圏は、人口減少社会において、基礎自治体が抱える課題を解決し、安定的・効率的な行政サービスを提供していく上で重要な枠組みである。

については、現行の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づいて運用されている制度が、今後、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる取組を一層安定的に推進できるよう、基礎自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ、さらに広域連携の推進を図るための仕組みとして当該制度を「法定化」するとともに、財政面も含めた支援を強化すること。

あわせて、三大都市圏においても、近隣市町村とさらに連携し、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等、切実な地域の課題解決に向け継続的に取り組むことができるよう、財政措置を含む新たな支援制度を創設すること。

加えて、各自治体が数値的根拠をもって圏域における戦略・施策を立案できるように、国において広域的な社会・経済活動に関するデータ基盤を整備すること。

(3) 東京一極集中を是正するため、東京から地方への新たな「ひと」の流れをつくることは喫緊の課題である。その取組の一つである地方拠点強化税制により進める企業の東京23区からの本社機能の移転は、地方での雇用創出、東京への人口流出の抑制や地方へのU I Jターンの推進、地方自治体の税収増加、官民連携の促進など、移転先の都市のみならず周辺市町村への好循環が期待されている。

地方拠点強化税制については、令和2年度税制改正において特例措置の延長と要件の緩和等の拡充が行われたところであるが、令和3年度までの適用期限であるため、令和4年度以降も特例措置を延長することはもとより、企業にとって活用しやすい真に実効性のある制度とするため、更なる支援措置の拡充や適用要件の緩和などを図ること。

また、対象地域について、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること。

さらに首都圏の既成市街地等が対象外とされているが、東京23区以外は優遇措置の対象にするとともに、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対しては更なる優遇措置を講ずること。

加えて、地方から東京 23 区への本社機能の移転を抑制する措置を講ずるとともに、東京から地方への企業の機能移転が促進されるよう、省庁等政府機関の東京からの移転やサテライトオフィスの設置を推進し、東京一極集中の是正に向けて国が率先して取り組むこと。

7 地方制度改革の一層の推進

(1) 指定都市・中核市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っており、各都市において、その地域にふさわしい都市像の実現を目指した取組が行われている。

しかしながら、各都市が直面する課題と向き合い、自らの判断と責任により 10 年後、20 年後を見据えたまちづくりを行うためには、事務・権限及び税源の移譲が未だ不十分であり、より一層の地方制度改革が必要である。

については、「補完性の原理」、「基礎自治体優先の原則」に基づき、国と都道府県、市区町村の役割を改めて整理するとともに、指定都市・中核市が必要とする事務・権限及び税源の移譲を積極的に進めること。

また、大都市制度については、道州制も視野に入れつつ、指定都市市長会が提案している「特別自治市」等、地域の特性に応じた多様な大都市制度を実現すること。

あわせて、地方分権を今後進めるにあたっては、平成 27 年 4 月に中核市の指定要件が緩和されたことにより、人口 20 万人程度から 60 万人程度と多様な中核市が誕生していることを踏まえ、都市区分による一律の議論のみによらず、「手挙げ方式」などの活用により、地域・圏域の実情に応じて選択的に事務・権限等の移譲が受けられる制度を創設すること。

特に、中核市市長会がかねてより求めている「県費負担教職員の人事権等移譲」については、平成 29 年度に指定都市に対して教職員に係る税財源の移譲が行われたことも踏まえ、一向に進展の見えない「事務処理特例制度による対応」という整理ではなく、希望する中核市が地域の実情に応じて選択的に事務・権限の移譲を受けられるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

(2) 現在、国において、地方分権改革における「提案募集方式」による取組が進められているが、指定都市・中核市が持つ能力を最大限に発揮できるよう、その発意による創意工夫の趣旨を十分に酌み取るとともに、提案対象を権限移譲と規制緩和に限定することなく、権限移譲に伴い必要となる税源移譲をはじめとした税財政制度についても対象とすること。

さらに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度を活用して移譲されている事務・権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案は、移譲先となる基礎自治体の意見を広く踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。なお、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講ずること。

あわせて、大都市に関する特例等により、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設するとともに、権限移譲を希望する中核市が権限及び税源移譲を受けられるよう積極的な検討を行うこと。

(3) 国と民間企業との間では、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に基づき人事交流が図られているが、地方自治体と民間企業の間では同様の法律が整備されておらず、その人事交流の形態については、研修の位置付けか、若しくは任期付職員としての採用に限定されており交流実現の支障となっているため、国と同様の制度を地方自治体でも構築できるよう、法制度を創設すること。

8 地方税財政制度の再構築

(1) 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を現状の6：4からまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度であるため、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

(2) 地方が必要とする一般財源総額について、多発・大規模化する自然災害に備えるための防災・減災対策や復旧・復興事業に必要な地方負担等を含めた地方の財政需要と地方税等の収入を的確に見込むことで、地方の安定的な財政運営に必要な額を確保すること。

また、地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。さらに、地方交付税は、大都市等に特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって算定し、配分すべきであり、大都市等に限定した削減は決して行わないこと。

あわせて、具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すること。

(3) 国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の高齢化の進展や職業構成の時代的变化などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うとともに、1人当たりの医療費が増嵩傾向にある中で、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進するための更なる財政措置を講ずること。

また、国、地方を通じて子育て支援を強化するための様々な政策を進めている中で、国の責任と負担において子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置等の導入を行うこと。

(4) 固定資産税は基礎自治体の歳入において大きな割合を占める基幹税目であることから、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

とりわけ、国の経済対策の一環として創設された償却資産に係る中小企業設備投資の特例措置については、対象範囲の拡大や期間の延長、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

また、土地の固定資産税等に係る負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

さらに、家屋評価については、令和3基準年度において、一定の簡素化が図られたものの、納税者に分かりやすく、地方自治体の事務の効率化が図られるよう、引き続き、現行の評価方法である再建築価格方式自体の抜本的な見直しも含めた検討を行い、一層の簡素化を図ること。

- (5) 地方の保有する基金は、災害対策など特定の目的のために各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の現在高を理由とした地方交付税の削減は決して行わないこと。

9 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

- (1) 東日本大震災、熊本地震、平成30年に発生した大阪府北部地震、7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震、令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び令和元年房総半島台風）、甚大な被害をもたらした10月の令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨などの大規模災害が頻繁に起きている。大規模災害の被災地では、災害復旧・復興に向けて全力を挙げて取り組んでいるが、その取組は長期にわたるのが実態である。そして復興が長引くほど、避難生活の長期化による心身の疲労を原因とする人的被害や、復興の遅れによる経済停滞、風評被害といった影響が拡大し、被災地から人が離れ、元の生活を取り戻すことが困難となり、さらに地域の再生が危ぶまれる事態にもなりかねない。

国においては、住民に最も身近な存在である基礎自治体の意見を十分に踏まえ、被災者の生活再建への支援、インフラの早期復旧、災害廃棄物処理、地場産業の復興、風評被害の払拭等、一日も早い災害からの復旧・復興に向けた取組を強化し、十分な財政措置を早急に講ずること。

また、地域の実情に応じた防災・減災対策の取組が計画的に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡充するとともに、令和3年度以降も延長すること。

- (2) 災害復旧事業に係る国庫負担金の採択限度は、原形復旧までを原則としているため、対象施設の効用を増大させる部分の事業については、原形復旧までの災害査定を受けた上で、改めて合併施行として設計変更協議を行わなければならない、事業着手までに多くの時間を要していることから、当初から施設の効用を増大させる部分も含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を可能とすること。
- (3) 学校施設の老朽化対策や新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を含めた防災・減災機能の強化、トイレ改修などの教育環境改善を計画的に進められるよう、必要かつ十分な財政措置を講ずるとともに、実情に見合った基準単価への改正、補助率の引上げ及び補助要件の緩和など制度充実を図ること。

(4) 国民の生命と暮らしを守るため、道路、河川、上下水道などのインフラ施設をはじめとする公共施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕等への重点的な支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供等を行うこと。

上水道においては、大量に更新時期を迎える老朽化した水道施設の更新・改良等のための事業費に対する財政措置の拡充を図るとともに、水道施設の災害対策の推進及び水道事業経営基盤の安定化を図るため、現行の財政措置に係る要件の緩和や制度の拡充を図り、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

下水道においては、浸水対策及び地震対策などの国土強靱化のための事業費について、住民の安全で安心な暮らしを実現するため、財源の確保に努めるとともに、今後、改築需要の増大が見込まれる中で下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たしていくため、必要な財源の確保と適切な負担を行うこと。

(5) 住民の安全で安心な暮らしを実現するため、令和2年度で期限を迎える「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、事業を充実の上、さらに延長すること。

また、同緊急対策に関連する各事業の予算・財源については、令和3年度以降、その必要額を別枠で着実に確保すること。

さらに、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害復旧・復興のための組織体制の充実・強化を令和3年度以降も継続的に図ること。